

○「令和8年度 特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）」（令和8年4月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知の別紙）

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>令和8年4月17日</u></p> <p style="text-align: center;">令和8年度 特別調整交付金交付基準 （算定省令第6条第9号関係）</p> <p>令和8年度特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）に係る特別調整交付金は、別表の事業区分に従い交付する。</p> <p>事業区分Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</p> <p>1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の財政支援</p> <p>(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施（以下「一体的実施」という。）を効果的かつ効率的に進めるため、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が域内の構成市町村（<u>特別区を含む。以下同じ。</u>）と十分に協議した上で、構成市町村との連携に関する事項が定められた広域計画に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第125条の2第1項の規定により広域連合が市町村に高齢者保健事業の一部を委託した場合において、当該事業の実施に必要な経費を対象とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 交付要件</p> <p>1) 企画・調整等を担当する医療専門職が行う業務について</p> <p>① 企画・調整等を担当する医療専門職は事業の進捗管理を行うとともに、KDBシステム等を活用して事業の実績を整理しつつ、事業の評価を行い、実施計画書及び実績報告書（様式については別途通知する。）を作成すること。（当該業務の一部を他の職員等と分担して実施しても差し支えない。）</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>令和7年4月10日</u> <u>令和7年11月26日一部改正</u></p> <p style="text-align: center;">令和7年度 特別調整交付金交付基準 （算定省令第6条第9号関係）</p> <p>令和7年度特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）に係る特別調整交付金は、別表の事業区分に従い交付する。</p> <p>事業区分Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</p> <p>1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の財政支援</p> <p>(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施（以下「一体的実施」という。）を効果的かつ効率的に進めるため、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が域内の構成市町村と十分に協議した上で、構成市町村との連携に関する事項が定められた広域計画に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第125条の2第1項の規定により広域連合が市町村に高齢者保健事業の一部を委託した場合において、当該事業の実施に必要な経費を対象とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 交付要件</p> <p>1) 企画・調整等を担当する医療専門職が行う業務について</p> <p>① 企画・調整等を担当する医療専門職は事業の進捗管理を行うとともに、KDBシステム等を活用して事業の実績を整理しつつ、事業の評価を行い、実施計画書及び実績報告書（様式については別途通知する。）を作成すること。（当該業務の一部を他の職員等と分担して実施しても差し支えない。）</p>

なお、広域連合においては、市町村から提出された実施計画書及び実績報告書の内容を本交付基準等に照らして確認をする他、集約レポートを適宜活用して管内市町村の状況を把握すること。

2) 地域を担当する医療専門職の業務について

①～④ (略)

⑤ 上記(2)の4)②の取組については、次のアからオまでについて配慮すること。

なお、上記の取組については、75歳未満の者が参加した場合であっても、経費の按分は求めないこととする。

ア ボランティア組織と連携し、健康やフレイルに関する情報提供、普及啓発等の実施や、市町村の健康まつりや健康イベント、各種講演会等の機会を捉えてフレイルに関する情報提供や健康教育等を実施するなど、有効な方法を検討する。

イ 市民ボランティアにフレイルチェックのノウハウ・留意事項等を学ぶ機会を提供して、参加する者も楽しみながら支え手となる取組を紹介し、教室や研修等の活動への参画を促す。

ウ・エ (略)

オ 住民主体で運営されてきた通いの場等の特性を踏まえ、健康サポーター等の育成や元気な高齢者の主体性を尊重した活動を促すなど、住民を支援し参加の意識等を向上させる取組を通じて、住民自ら担い手となって、積極的に参加できるような機会を検討する。

(4) (略)

(5) 交付金の算定方法
(略)

1) 交付額

① 企画・調整等の業務に要する費用

上記(2)の1)から3)までの業務を実施するため、年間を通じて企画・調整等の業務に従事する医療専門職の配置に必要な費用(人件費)として、委託事業を実施する市町村毎に6,200千円に当該業務に従事する医療専門職の人数を乗じた額を交付基準額とし、当該交付基準額(必要な費用が交付基準額に満たない額の場合はその額)を上限として交付対象とする。

なお、交付対象となる企画・調整等の業務に従事する医療専門職は、日常生活圏域数に応じて、次表の人数を上限とする。

(略)

なお、広域連合においては、市町村から提出された実施計画書及び実績報告書の内容を本交付基準等に照らして確認し、集約結果を適宜活用して取りまとめること。

2) 地域を担当する医療専門職の業務について

①～④ (略)

⑤ 上記(2)の4)②の取組については、次のアからオまでについて配慮すること。

なお、上記の取組については、75歳未満の者が参加した場合であっても、経費の按分は求めないこととする。

ア ボランティア組織と連携し、健康やフレイルに関する情報提供、意識啓発等の実施や、市町村の健康まつりや健康イベント、各種講演会等の機会を捉えてフレイルに関する情報提供や健康教育等を実施するなど、有効な方法を検討する。

イ 市民ボランティアにフレイルチェックのノウハウ・留意事項等を学ぶ機会を提供して、参加する者も楽しみながら支え手となる取組を紹介し、教室や研修等の活動に参画いただく。

ウ・エ (略)

オ 住民主体で運営されてきた通いの場等の特性を踏まえ、健康サポーター等の育成や元気な高齢者の主体性を尊重した活動を促すなど、住民を支援し参加の意識等を向上させる取組を通じて、市民自ら担い手となって、積極的に参加できるような機会を検討する。

(4) (略)

(5) 交付金の算定方法
(略)

1) 交付額

① 企画・調整等の業務に要する費用

上記(2)の1)から3)までの業務を実施するため、年間を通じて企画・調整等の業務に従事する医療専門職の配置に必要な費用(人件費)として、委託事業を実施する市町村毎に6,000千円に当該業務に従事する医療専門職の人数を乗じた額を交付基準額とし、当該交付基準額(必要な費用が交付基準額に満たない額の場合はその額)を上限として交付対象とする。

なお、交付対象となる企画・調整等の業務に従事する医療専門職は、日常生活圏域数に応じて、次表の人数を上限とする。

(略)

② 高齢者に対する個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に要する費用
上記(2)の4)の業務を各日常生活圏域において年間を通じて適切に実施するため、当該業務に従事する医療専門職の配置等に必要費用として、上記(2)の4)の①ア、イ及びウで示す事業の取組数に応じて次のとおり交付する。

なお、上記(2)の4)の①ア(d)については、糖尿病性腎症重症化予防とその他生活習慣病重症化予防に分けて取組数を計上することとする。

日常生活圏域数については当該年度4月1日現在における数を上限とする。

ア 人件費

各市町村において、上記(2)の4)の①ア、イ及びウで示す事業の取組数が5つ未満の場合は、4,200千円に委託事業を実施する日常生活圏域数を乗じた額を交付基準額とし、当該交付基準額(必要な費用が交付基準額に満たない額の場合はその額)を上限として交付対象とする。

各市町村において、上記(2)の4)の①ア、イ及びウで示す事業の取組数が5つ以上の場合は、4,500千円に委託事業を実施する日常生活圏域数を乗じた額を交付基準額とし、当該交付基準額(必要な費用が交付基準額に満たない額の場合はその額)を上限として交付対象とする。

なお、同一の医療専門職が複数の日常生活圏域の事務に従事することは差し支えない。この場合、人件費に係る交付額は、実際の配置に基づき要した費用をもとに算定する。(例えば、二圏域に一の医療専門職が従事した場合には、一の医療専門職の人件費が対象になる。)

イ その他経費

各市町村において、上記(2)の4)の①ア、イ及びウで示す事業の取組数が5つ未満の場合は、550千円に委託事業を実施する日常生活圏域数を乗じた額を交付基準額とし、当該交付基準額(必要な費用が交付基準額に満たない額の場合はその額)を上限として交付対象とする。

各市町村において、上記(2)の4)の①ア、イ及びウで示す事業の取組数が5つ以上の場合は、600千円に委託事業を実施する日常生活圏域数を乗じた額を交付基準額とし、当該交付基準額(必要な費用が交付基準額に満たない額の場合はその額)を上限として交付対象とする。

なお、その他経費とは、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等とする。

2)・3) (略)

(6) 留意事項

1) 市町村における留意事項

① 市町村の状況や取り組む課題等によって、高齢者医療制度や国民健康保険の担当部局が中心となる場合や、健康づくりの担当部局が中心となる場合、介護

② 高齢者に対する個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に要する費用
上記(2)の4)の業務を各日常生活圏域において年間を通じて適切に実施するため、当該業務に従事する医療専門職の配置等に必要費用として、次のア及びイのとおり交付する。

ア 人件費

各市町村において、4,100千円に委託事業を実施する日常生活圏域数を乗じた額を交付基準額とし、当該交付基準額(必要な費用が交付基準額に満たない額の場合はその額)を上限として交付対象とする。

なお、同一の医療専門職が複数の日常生活圏域の事務に従事することは差し支えない。この場合、人件費に係る交付額は、実際の配置に基づき要した費用をもとに算定する。(例えば、二圏域に一の医療専門職が従事した場合には、一の医療専門職の人件費が対象になる。)

イ その他経費

各市町村において、550千円に委託事業を実施する日常生活圏域数を乗じた額を交付基準額とし、当該交付基準額(必要な費用が交付基準額に満たない額の場合はその額)を上限として交付対象とする。

なお、その他経費とは、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等とする。日常生活圏域数については当該年度4月1日現在における数を上限とする。

2)・3) (略)

(6) 留意事項

1) 市町村における留意事項

① 市町村の状況や取り組む課題等によって、高齢者医療制度や国民健康保険の担当部局が中心となる場合や、健康づくりの担当部局が中心となる場合、介護

保険の担当部局が中心となる場合等、様々な枠組みが考えられるが、いずれの場合においても、部局ごとに本事業の検討を進めるのではなく、庁内各部局間で連携して円滑に進める。

また、その際、これまで実施してきた保健事業の内容等を踏まえ、関係各部局における既存の社会資源や行政資源等を勘案し、具体的な地域の課題はどのようなものが挙げられるのか、どのような取組を進めていくのか、どのような医療専門職が必要となるのかといったことを検討し、広域連合との具体的な調整を進める。

さらに、一体的実施は、「地域づくり・まちづくり」の視点を持って取り組んでいくことが重要であり、介護分野における地域包括支援センターや生活支援コーディネーターなど、各施策の関係機関・関係者と目指す地域の姿を共有する。

くわえて、令和3年4月から施行された、社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業等、多様な地域づくりや分野を超えた取組との連携も重要であることから、関連施策の全庁的な情報共有に努め、より効果的かつ効率的な一体的実施の推進を図る。

- ② 事業の実施に当たっては、医師会をはじめとする地域の医療関係団体の協力が不可欠であり、事業の企画段階から三師会や看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の協力を得て、事業を進める。

また、市町村が必要な医療専門職を新たに確保することが困難な場合には、三師会等の医療関係団体等と連携し、業務の一部を委託することも検討する。

- ③ (略)

2) (略)

3) 個人情報の取扱いに関する留意事項

- ① 広域連合と市町村の間での情報の授受に関する留意事項

広域計画に基づき一体的実施の事業委託を受けている等の要件を満たす市町村と広域連合は、法の規定により、効果的かつ効率的な保健事業を実施するために必要となる被保険者の医療・介護・健診等の情報の提供を求めることができ、これらの情報提供を求められた場合には情報を提供しなければならない。なお、情報の授受については、KDBシステム等を通じて行われることになる。

共有する個人情報の取扱いについて、担当者に対する周知徹底等も含め、各自治体は個人情報の保護に関する法律施行条例等を遵守し、厳正な管理を行う必要がある。また、広域連合と構成市町村において取扱いに齟齬をきたすことのないよう、下記の事項に留意する必要がある。

なお、広域連合から市町村への事業の委託に当たっては、市町村における個人情報保護に係る具体的な措置や情報セキュリティ対策を確認する必要がある。

保険の担当部局が中心となる場合等、様々な枠組みが考えられるが、いずれにせよ、部局ごとに本事業の検討を進めるのではなく、庁内各部局間で連携を円滑に進める。

また、その際、これまで実施してきた保健事業の内容等を踏まえ、関係各部局における既存の社会資源や行政資源等を勘案し、具体的な地域の課題はどのようなものが挙げられるのか、どのような取組を進めていくのか、どのような医療専門職が必要となるのかといったことを検討し、広域連合との具体的な調整を進める。

さらに、一体的実施は、「地域づくり・まちづくり」の視点を持って取り組んでいくことが重要であり、介護保険の地域包括支援センターや生活支援コーディネーターなど、各施策の関係者と目指す地域の姿を共有する。

加えて、令和3年4月から施行された、社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業等、多様な地域づくりや分野を超えた取組との連携も重要であることから、関連施策の全庁的な情報共有に努め、より効果的かつ効率的な一体的実施の推進を図る。

- ② 事業の実施に当たっては、医師会をはじめとする地域の医療関係団体の協力が不可欠であり、事業の企画段階から三師会や看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の協力を得つつ、事業を進める。

また、市町村が必要な医療専門職を新たに確保することが困難な場合には、三師会等の医療関係団体等と連携し、業務の一部を委託することも検討する。

- ③ (略)

2) (略)

3) 個人情報の取扱いに関する留意事項

- ① 広域連合と市町村の間での情報の授受に関する留意事項

広域計画に基づき一体的実施の事業委託を受けている等の要件を満たす市町村と広域連合は、法の規定により、効果的かつ効率的な保健事業を実施するために必要となる被保険者の医療・介護・健診等の情報の提供を求めることができ、これらの情報提供を求められた場合には情報を提供しなければならない。なお、情報の授受については、KDBシステム等を通じて行われることになる。

共有する個人情報の取扱いについて、担当者に対する周知徹底等も含め、各自治体は個人情報保護条例等を遵守し、厳正な管理を行う必要がある。また、広域連合と構成市町村において取扱いに齟齬をきたすことのないよう、下記の事項に留意する必要がある。

なお、広域連合から市町村への事業の委託に当たっては、市町村における個人情報に係る具体的な措置や情報セキュリティ対策を確認する必要がある。

② 市町村から関係機関等に委託する場合の留意事項

一体的実施等の保健事業の事業委託を受けた市町村は、当該事業を適切かつ確実に実施することができると思われる関係機関又は関係団体に事業の一部を委託することができ、この場合、事業の実施に必要な範囲内において被保険者の医療・介護・健診等の情報を提供することができる。

ただし、当該市町村は、委託を受けた関係機関等が個人情報適切に管理し、適正な目的で使用していることを監督する責任を負う。なお、これらの関係機関等に対して、委託した事業を実施するために必要な範囲を超えた個人情報の提供は認められない。くわえて、委託を受けた関係機関等には、法令上、秘密保持義務が課されるとともに、漏洩した場合には罰則が科されること等が規定されている。このため、市町村から関係機関等に対しては、適切な事業運営が行われるよう要請する必要がある。

③・④ (略)

4) (略)

事業区分Ⅱ 低栄養防止・重症化予防の取組等

1 広域連合が実施する低栄養防止・重症化予防の取組等への財政支援

(1) 低栄養防止・重症化予防の取組

広域連合が、低栄養、筋量低下、口腔機能低下等による心身機能の低下の予防及び生活習慣病等の重症化予防等を行うため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医等と連携しながら、医療専門職による立ち寄り型の相談や訪問相談・保健指導等の実施に要する経費を対象とする。対象となる事業は、次のとおりとする。

ただし、(a) から (d) の取組について、事業区分Ⅰの交付基準に基づき特別調整交付金の交付を受けて取組を行っている市町村に対して広域連合が重複する取組を実施する場合は、当該重複する取組については、本事業区分に係る交付の対象とはならないものとする。

なお、(e) 在宅の要介護状態の者への訪問歯科健診に限り、広域連合からの委託又は経費助成により市町村等が本事業を実施する場合も交付の対象とする。

(a)～(e) (略)

本事業については、事業実施計画及び事業実績報告を提出することとし、その様式や提出期限等については別途連絡する。

(略)

② 市町村から関係機関等に委託する場合の留意事項

一体的実施等の保健事業の事業委託を受けた市町村は、当該事業を適切かつ確実に実施することができると思われる関係機関又は関係団体に事業の一部を委託することができ、この場合、事業の実施に必要な範囲内において被保険者の医療・介護・健診等の情報を提供することができる。

ただし、当該市町村は、委託を受けた関係機関等が個人情報適切に管理し、適正な目的で使用していることを監督する責任を負う。なお、これらの関係機関等に対して、委託した事業を実施するために必要な範囲を超えた個人情報の提供は認められない。加えて、委託を受けた関係機関等には、法令上、秘密保持義務が課されるとともに、漏洩した場合には罰則が科されること等が規定されている。このため、市町村から関係機関等に対しては、適切な事業運営が行われるよう要請する必要がある。

③・④ (略)

4) (略)

事業区分Ⅱ 低栄養防止・重症化予防の取組等

1 広域連合が実施する低栄養防止・重症化予防の取組等への財政支援

(1) 低栄養防止・重症化予防の取組

広域連合が、低栄養、筋量低下、口腔機能低下等による心身機能の低下の予防及び生活習慣病等の重症化予防等を行うため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医等と連携しながら、医療専門職による立ち寄り型の相談や訪問相談・保健指導等の実施に要する経費を対象とする。対象となる事業は、次のとおりとする。

ただし、(a) から (d) の取組について、事業区分Ⅰの交付基準に基づき特別調整交付金の交付を受けて取組を行っている市町村に対して広域連合が重複する取組を実施する場合は、当該重複する取組については、本事業区分に係る交付の対象とはならないものとする。

なお、(e) 在宅の要介護状態の者への訪問歯科健診に限り、広域連合からの委託又は経費助成により市町村等が本事業を実施する場合も交付の対象とする。

(a)～(e) (略)

本事業については、事業実施計画及び事業実績報告を提出いただくこととし、その様式や提出期限等については別途連絡する。

(略)

(2) 重複投薬・多剤投与等への相談・指導の取組

広域連合が、レセプト情報等により抽出した重複投薬・多剤投与者等に対する、医療専門職による適正受診・適正服薬の促進のための相談・指導に要する経費の2分の1を対象とする。

ただし、事業区分Ⅰの交付基準に基づき特別調整交付金の交付を受けて取組を行っている市町村に対して広域連合が重複する取組を実施する場合は、当該重複する取組については、本事業区分に係る交付の対象とはならないものとする。

本事業については、事業実施計画及び事業実績報告を提出することとし、その様式や提出期限等については別途連絡する。

(略)

事業区分Ⅲ 長寿・健康増進事業等

1 長寿・健康増進事業

(略)

(1) 保健事業推進のための基盤整備

(ア) (略)

(イ) 保健事業に係る市町村等との連絡、調整等の取組

一体的実施など、地域の状況に応じて被保険者にふさわしい保健事業を行うため、都道府県、市町村、国保連合会、医療職関係団体等との連絡、調整等に要する経費を対象とする。

(ウ)～(オ) (略)

(2) 取組の推進

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 健康診査の推進

健康診査受診率向上を目的として、健診未受診者に対する個別受診勧奨通知、健診の積極的な周知・広報に要する経費等を対象とする。

(オ) みなし健診（診療情報を健康診査の結果として活用する取組）の推進
みなし健診の推進を目的に、みなし健診の実施やみなし健診の周知啓発等に要する経費を対象とする。

(3) その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

(2) 重複投薬・多剤投与等への相談・指導の取組

広域連合が、レセプト情報等により抽出した重複投薬・多剤投与者等に対する、医療専門職による適正受診・適正服薬の促進のための相談・指導に要する経費の2分の1を対象とする。

ただし、事業区分Ⅰの交付基準に基づき特別調整交付金の交付を受けて取組を行っている市町村に対して広域連合が重複する取組を実施する場合は、当該重複する取組については、本事業区分に係る交付の対象とはならないものとする。

本事業については、事業実施計画及び事業実績報告を提出いただくこととし、その様式や提出期限等については別途連絡する。

(略)

事業区分Ⅲ 長寿・健康増進事業等

1 長寿・健康増進事業

(略)

(1) 保健事業推進のための基盤整備

(ア) (略)

(イ) 保健事業に係る市町村等との連絡、調整等の取組

一体的実施など、地域の状況に応じ被保険者にふさわしい保健事業を行うため、都道府県、市町村、国保連合会、医療職関係団体等との連絡、調整等に要する経費を対象とする。

(ウ)～(オ) (略)

(2) 取組の推進

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 健康診査の推進

健康診査受診率向上を目的として、健診未受診者に対する個別受診勧奨通知、健診の積極的な周知・広報、診療情報を健康診査の結果として活用する取組における医療機関からの情報提供に要する経費等を対象とする。

(新設)

(3) その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

(略)

「みなし健診（診療情報を健康診査の結果として活用する取組）の推進」については、長寿・健康増進事業の交付申請総額が交付基準額を超えている場合に、次表の交付限度額を上限として、必要と認める額を加算して交付する。

事業	交付限度額
<u>みなし健診（診療情報を健康診査の結果として活用する取組）の推進</u>	5,000 千円

(略)

2 医療費等の適正化のための取組

(1) 適正受診の普及啓発

広域連合が実施する被保険者に対しての医療機関等の適正受診に関する普及啓発に要する経費 及び被保険者に良質な薬物療法を提供することを目的として、管内の地域フォーミュラリを作成・運用に関して地域の医師、薬剤師などの民間団体が開催する会議体に参画するに当たって要する経費を対象とする。

(略)

(2) (略)

(3) 後発医薬品等の使用促進のための普及・啓発

後発医薬品、バイオシミラーの使用促進のための、被保険者に対する後発医薬品希望カード等の作成及び配布や、後発医薬品利用差額通知の作成、送付等に要する経費の2分の1を対象とする。

なお、本事業については、事業実施計画及び事業実績報告を提出 する こととし、その様式や提出期限等については別途連絡する。

(略)

(4) (略)

3 後期高齢者医療制度の保険者インセンティブによる支援

(略)

(新設)

(略)

2 医療費等の適正化のための取組

(1) 適正受診の普及啓発

広域連合が実施する被保険者に対しての医療機関等の適正受診に関する普及啓発に要する経費を対象とする。

(略)

(2) (略)

(3) 後発医薬品等の使用促進のための普及・啓発

後発医薬品、バイオシミラーの使用促進のための、被保険者に対する後発医薬品希望カード等の作成及び配布や、後発医薬品利用差額通知の作成、送付等に要する経費の2分の1を対象とする。

なお、本事業については、事業実施計画及び事業実績報告を提出 していただく こととし、その様式や提出期限等については別途連絡する。

(略)

(4) (略)

3 後期高齢者医療制度の保険者インセンティブによる支援

「令和8年度特別調整交付金（算定省令第6条第9号関係）のうち後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ分について」（令和7年4月22日付け保高発0422第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づき、評価指標に係る加点に応じた金額を交付する。

4 離職者に係る保険料の減免（子ども・子育て支援金分を含む）

広域連合が、「離職者に係る保険料の減免の推進について」（平成21年4月15日付け保高発第0415001号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づき、保険料の減免措置を実施した被保険者に係る保険料（子ども・子育て支援金分を含む）の減免額を対象とする。ただし、算定省令第6条第1号及び第1号の2により算定した額を除く。

（略）

〔交付金の算定方法〕

広域連合が、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、事業の倒産、破産又は廃業等により本人の意思に反して職を失ったこと（ただし、定年退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇等を除く。）により減免措置を実施した被保険者に係る保険料（子ども・子育て支援金分を含む）の減免額（ただし、算定省令第6条第1号及び第1号の2により算定した額を除く。）の合計額の10分の8以内の額とする。

5～9 （略）

10 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について（令和2年3月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）」等に基づき、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者について、支給要件等に沿って支給された傷病手当金の支給額に係る実績額のうち、令和7年度以前の特別調整交付金の交付額を除いた額について10分の10に相当する額を対象とする。

（略）

〔適用期間〕

令和5年5月7日までに感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）。

「令和7年度特別調整交付金（算定省令第6条第9号関係）のうち後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ分について」（令和6年3月28日付け保高発0328第3号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づき、評価指標に係る加点に応じた金額を交付する。

4 離職者に係る保険料の減免

広域連合が、「離職者に係る保険料の減免の推進について」（平成21年4月15日付け保高発第0415001号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づき、保険料の減免措置を実施した被保険者に係る保険料の減免額を対象とする。ただし、算定省令第6条第1号により算定した額を除く。

（略）

〔交付金の算定方法〕

広域連合が、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、事業の倒産、破産又は廃業等により本人の意思に反して職を失ったこと（ただし、定年退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇等を除く。）により減免措置を実施した被保険者に係る保険料の減免額（ただし、算定省令第6条第1号により算定した額を除く。）の合計額の10分の8以内の額とする。

5～9 （略）

10 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について（令和2年3月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）」等に基づき、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者について、支給要件等に沿って支給された傷病手当金の支給額に係る実績額のうち、令和6年度以前の特別調整交付金の交付額を除いた額について10分の10に相当する額を対象とする。

（略）

〔適用期間〕

令和5年5月7日までに感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）。

11 マイナ保険証への円滑な移行等に係る経費

「後期高齢者医療制度における資格確認書の職権交付に係る取扱いについて」(令和8年1月27日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)の1に記載の取扱いを行う場合における、広域連合又は市町村による被保険者へのマイナ保険証への円滑な移行等に係る以下の経費について、基本的に実績額の10割分の金額について対象とする。

- (1) 「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報について」(令和8年3月4日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)及び「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報について(その2)」(令和8年4月8日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)に基づき広域連合が実施する被保険者に対するリーフレットの印刷・封入・郵送等に要する経費(ただし、年次更新等、通常送付する郵便物に同封する場合は、通常時と比してかかり増す経費に限る。)又は広報誌掲載・新聞折り込み等に要する経費

(削除)

- (2) マイナ保険証への円滑な移行等に当たり、広域連合が周知広報を円滑に実施するため、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においてコールセンターの設置等を実施した場合の経費(ただし、事前に厚生労働省保険局高齢者医療課に協議の上、同課が了承した範囲に限る。)

- (3) 上記のほか、マイナ保険証への円滑な移行等に伴うマイナンバーカードの取得促進、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込促進及び利用促進並びに資格確認書の広報に係るリーフレット類やポスター等の周知広報物の作成及び印刷、封入、郵送その他広報に要する経費(ただし、資格確認書の年次更新等、通常送付する郵便物に同封する場合は、通常時と比してかかり増す経費に限る。)

(略)

11 マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費

広域連合又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)による被保険者へのマイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等(以下「一体化の推進等という。)に係る以下の経費について、基本的に実績額の10割分の金額について対象とする。

- (1) 「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」(令和7年4月3日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)に基づき、広域連合が令和7年度の年次更新において交付する資格確認書及び令和7年8月から令和8年3月までに交付する資格確認書の印刷、封入、郵送に要する経費(ただし、当該事務連絡による暫定的な運用の継続によってかかり増す経費に限る。)

- (2) 「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報について」(令和7年4月3日付け厚生労働省保険局高齢者医療課・医療介護連携政策課事務連絡)に基づき広域連合が実施する被保険者に対するリーフレットの印刷・封入・郵送等に要する経費(ただし、年次更新等、通常送付する郵便物に同封する場合は、通常時と比してかかり増す経費に限るものとし、別紙1のリーフレットについては、資格確認書の送付時とは別に、令和7年5月頃までに被保険者に届くように送付した場合に限る。)

- (3) 一体化の推進等に当たり、広域連合が周知広報を円滑に実施するため、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においてコールセンターの設置等を実施した場合の経費(ただし、事前に厚生労働省保険局高齢者医療課に協議の上、同課が了承した範囲に限る。)

- (4) 上記のほか、一体化の推進等に伴うマイナンバーカードの取得促進、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込促進及び利用促進並びに資格確認書の広報に係るリーフレット類やポスター等の周知広報物の作成及び印刷、封入、郵送その他広報に要する経費(ただし、資格確認書の年次更新等、通常送付する郵便物に同封する場合は、通常時と比してかかり増す経費に限る。)

(略)

12 令和8年度の制度改正に伴う周知広報経費

令和8年度の後期高齢者医療制度における各種見直しの内容等について被保険者等に対して行う周知広報に係る以下の経費について、基本的に実績額の10割分の金額について対象とする。

- (1) 令和8年度に広域連合又は市町村が実施する周知広報に要する以下の経費
 - ・市町村広報誌等における周知広報に要する経費
 - ・被保険者への郵送物等による周知広報に要する費用（ただし、資格確認書の年次更新等、通常送付する郵便物に同封する場合は、通常時と比してかかり増す経費に限る。）
 - ・ホームページの更新その他広報に必要な経費
- (2) 広域連合が周知広報を円滑に実施するため、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においてコールセンターの設置等を実施した場合の経費（ただし、事前に厚生労働省保険局高齢者医療課に協議の上、同課が了承した範囲に限る。）

[交付金の算定対象期間]

当該年度の4月1日から3月31日までとする。

13 標準システムの改修等に係る経費

(1) 標準システムに関して、広域連合におけるシステム改修等のために必要な事業を対象とする。なお、上記事業に必要な経費については、厚生労働省保険局高齢者医療課から事前に通知する。

(2) 令和8年度運営負担金のうち、「令和8年度における運営負担金単価（案）について（情報提供）」（令和7年12月26日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）により広域連合が負担することとなったマイナ保険証利用回数把握機能に相当する額を対象とする。

14 令和6年能登半島地震に係る経費

令和6年能登半島地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された構成市町村が所在する県の広域連合が実施した令和6年度及び令和7年度に係る一

12 令和6年保険料改定に伴う周知広報経費

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴う、令和6・7年度の後期高齢者保険料における制度の見直しの内容等について被保険者等に対して行う周知広報に係る以下の経費について、基本的に実績額の10割分の金額について対象とする。

- (1) 令和7年度に広域連合が実施する周知広報に要する以下の経費
 - ・市町村広報誌等における周知広報に要する経費
 - ・被保険者への郵送物等による周知広報に要する費用
 - ・ホームページの更新その他広報に必要な経費
- (2) 広域連合が周知広報を円滑に実施するため、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においてコールセンターの設置等を実施した場合の経費（ただし、事前に厚生労働省保険局高齢者医療課に協議の上、同課が了承した範囲に限る。）

[交付金の算定対象期間]

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

13 標準システムの改修等に係る経費

標準システムに関して、広域連合におけるシステム改修等のために必要な事業を対象とする。

なお、上記事業に必要な経費については、厚生労働省保険局高齢者医療課より事前に通知する。

(新設)

14 令和6年能登半島地震に係る経費

令和6年能登半島地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された構成市町村が所在する県の広域連合が実施する下記の特例措置に要する経費を対象

部負担金及び保険料の減免の実施に要する経費を対象とする。ただし、算定省令第6条第1号及び第3号により算定した額を除く。

(削除)

(削除)

とする。ただし、算定省令第6条第1号及び第3号により算定した額を除く。

(1) 一部負担金等免除の実施

「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（保険者等向け）」（令和6年1月11日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡。以下「令和6年能登半島地震一部負担金事務連絡」という。）及び「令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する財政支援の取扱いについて」（令和7年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。）並びに下記に基づき、対象広域連合が実施した、令和7年1月1日から令和7年9月30日の間の一部負担金等免除額であって、令和7年3月31日事務連絡に定める割合（一部負担金免除総額が一部負担金総額に占める割合に応じ、10分の8から10分の10まで）分の金額とする。

(ア) 対象となる被保険者

令和6年能登半島地震一部負担金事務連絡の別添「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」（令和6年1月11日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）の1に該当する者のほか、これに準ずる者として広域連合が認めたものも対象となること。

(イ) 対象となる一部負担金等

- ① 令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に免除対象の被保険者が受けた療養について適用すること。ただし、令和6年能登半島地震一部負担金事務連絡の別添「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」（令和6年1月11日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）の1の（2）の③に該当する者については、令和7年9月30日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた療養について適用すること。
- ② 保険外併用療養費及び訪問看護療養費の一部負担金相当額の免除についても、当該免除額の全部について対象とすること。
- ③ 算定省令第6条第3号に規定する場合に該当しない場合であっても対象とすること。

(2) 保険料減免の実施

「令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る後期高齢者医

(削除)

(1) 「令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」(令和6年1月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)及び令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援の取扱いについて」(令和7年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。)並びに令和6年度特調交付基準及び令和7年度特調交付基準に基づき、対象広域連合が実施した令和6年能登半島

療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」(令和6年1月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「令和6年能登半島地震保険料事務連絡」という。)及び令和7年3月31日事務連絡並びに下記に基づき、対象広域連合が実施した、令和6年能登半島地震の被災者に係る令和7年度相当分の保険料額であって、令和7年4月1日から令和7年9月30日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する保険料の減免額であって、令和7年3月31日事務連絡に定める割合(保険料減免総額が調整前調整対象需要額に占める割合に応じ、10分の8から10分の10まで)分の金額とする。

(ア) 令和6年能登半島地震保険料事務連絡別紙の2の(1)の④の損害程度の区分については、り災証明書に基づく各区分に該当するものであること。

(イ) 令和6年能登半島地震保険料事務連絡別紙の2の(1)の①から⑤までのいずれかに該当する被保険者のほか、①から⑤のいずれかに準ずる者として広域連合が認めたものも対象となること。

(ウ) 算定省令第6条第1号に規定する場合に該当しない場合であっても対象とすること。

(3) 令和6年度に係る一部負担金及び保険料の減免の実施

(ア) 令和6年度後期高齢者医療災害等臨時特例補助金(一般会計)の対象となるべき一部負担金及び保険料の減免に係る実績額のうち、令和6年度後期高齢者医療災害等臨時特例補助金(一般会計)及びそれに係る特別調整交付金の交付額の合計額を除いた額を対象とする。

(イ) (2)に定める関係事務連絡に基づき、対象広域連合が実施した、令和6年能登半島地震の被災者に係る令和6年度相当分の保険料額であって、令和6年度末に資格取得したこと等により令和7年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについて、10割分の金額について対象とする。

(新設)

地震の被災者に係る以下の保険料の減免のうちそれぞれの割合分の金額について対象とする。

(ア) 令和6年度相当分の保険料減免であって、令和8年4月以後に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについて、10分の10の金額

(イ) 令和7年度相当分の保険料のうち4月から9月までの減免を実施した月の月割算定額に係る減免総額であって、令和7年10月以後に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについて、令和7年3月31日事務連絡に定める割合（保険料減免総額が調整前調整対象需要額に占める割合に応じ、10分の8から10分の10まで）分の金額

(2) 令和6年度後期高齢者医療災害等臨時特例補助金（一般会計）の対象となるべき一部負担金等及び保険料の減免に係る実績額のうち、令和6年度後期高齢者医療災害等臨時特例補助金（一般会計）及びそれに係る特別調整交付金の交付額の合計額を除いた額、並びに令和7年度特調交付基準の対象となるべき一部負担金等及び保険料の減免に係る実績額に令和7年3月31日事務連絡に定める割合（保険料減免総額が調整前調整対象需要額に占める割合に応じ、10分の8から10分の10まで）を乗じた額のうち、令和7年度特調交付基準の交付額を除いた額を対象とする。

(削除)

(新設)

15 東日本大震災に係る経費

東日本大震災により、広域連合が行った以下の特例措置に要する経費を対象とする。

(1) 一部負担金減免

「令和7年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（令和7年7月4日付け保高発0704第2号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「通知」という。）に基づき、広域連合が実施する令和7年3月診療分から令和8年2月診療分までの一部負担金免除額の8割分及び令和2年3月診療分から令和7年2月診療分までのうち、令和7年度に請求があったものに係る一部負担金免除額の全部について対象とする。ただし、算定省令第6条第3号により算定した額を除く。

(2) 保険料減免

通知に基づき、広域連合が実施する令和7年度相当分の保険料減免額の8割分及び令和2年度相当分から令和6年度相当分までの保険料であって、令和2年4月1

日から令和8年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額に係る減免額の全部（既に交付を受けたものは除く。）について対象とする。ただし、算定省令第6条第1号により算定した額を除く。

(3) 健康診査に係る自己負担金免除等

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項、第17条第9項及び第20条第2項に基づく指示等により設定された帰還困難区域に住所を有していたことにより避難等した被保険者並びに旧避難指示区域等（平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域、令和元年度に指定が解除された旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び旧帰還困難区域、令和4年度に指定が解除された旧帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域並びに令和7年10月以降に実施する分については、令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域）に住所を有していた被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する被保険者を除く。）について、広域連合が行った次の経費を対象とする。

(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に行った健康診査の自己負担金免除に係る経費

(イ) 避難先の健診機関等での健康診査の費用と帰還困難区域又は旧避難指示区域等の広域連合が実施する健康診査に係る経費との差額

(4) その他

(ア) 令和2年度から令和6年度までに実施した後期高齢者医療災害臨時特例補助金の対象となるべき一部負担金及び保険料の減免に係る実績額のうち、令和2年度から令和6年度までの後期高齢者医療災害臨時特例補助金及びそれに係る特別調整交付金交付額の合算額を除いた額

(イ) 令和7年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金所要見込み額のうち令和7年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金交付額を除いた額

(ウ) 令和6年度特別調整交付金の交付の際に算定省令第6条第1号又は第3号に

15 低所得者に対する更なる保険料軽減に係る経費

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第5項第1号及び第2号に基づき、被保険者均等割額を減額する被保険者のうち、同項第3号イの対象世帯について、令和8年度における当該被保険者均等割額（医療分）に10分の7を乗じた額を減額することに加えて、100分の2を乗じた額を減額する場合について、当該100分の2を乗じた額に相当する額の10分の10を対象とする。

[交付額]

追って算定方法をお示しする。

[交付金の算定対象期間]

当該年度の4月1日から3月31日までとする。

事業区分Ⅳ その他
(略)

別表

事業区分	名称	交付方法
Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の財政支援	他の後期高齢者医療財政調整交付金とは別に交付する。
Ⅱ 低栄養防止・重症化予防の取組等	1 広域連合が実施する低栄養防止・重症化予防の取組等への財政支援	
Ⅲ 長寿・健康増進事業等	1 長寿・健康増進事業	
	2 医療費等の適正化のための取組	
	3 後期高齢者医療制度の保険者インセンティブによる支援	

より交付を受けた広域連合について、避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者に対して引き続き令和7年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除又は令和7年1月1日から同年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料の減免を行った場合には、その減免に要した額の8割分（令和7年度特別調整交付金の算定省令第6条第1号又は第3号の交付対象となる場合を除く。）

(エ) (1) 及び (2) に係る事務経費のうち必要と認められる額

(新設)

事業区分Ⅳ その他
(略)

別表

事業区分	名称	交付方法
Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の財政支援	他の後期高齢者医療財政調整交付金とは別に交付する。
Ⅱ 低栄養防止・重症化予防の取組等	1 広域連合が実施する低栄養防止・重症化予防の取組等への財政支援	
Ⅲ 長寿・健康増進事業等	1 長寿・健康増進事業	
	2 医療費等の適正化のための取組	
	3 後期高齢者医療制度の保険者インセンティブによる支援	

	<p>4 離職者に係る保険料の減免 <u>(子ども・子育て支援金分を含む)</u></p> <p>5 臓器提供の意思表示に係る広報等</p> <p>6 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化の財政支援</p> <p>7 「意見を聞く場」の設置等</p> <p>8 後期高齢者医療の財政負担となる影響額に係る補助</p> <p>9 災害等、緊急の理由により会議等が必要な場合に係る経費</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費</p> <p>11 <u>マイナ保険証への円滑な移行等</u>に係る経費</p> <p>12 令和<u>8</u>年度の<u>制度改正</u>に伴う周知広報経費</p> <p>13 標準システムの改修等に係る経費</p> <p>14 令和6年能登半島地震に係る経費</p> <p>(削除)</p> <p>15 <u>低所得者に対する更なる保険料軽減に係る経費</u></p>			<p>4 離職者に係る保険料の減免</p> <p>5 臓器提供の意思表示に係る広報等</p> <p>6 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化の財政支援</p> <p>7 「意見を聞く場」の設置等</p> <p>8 後期高齢者医療の財政負担となる影響額に係る補助</p> <p>9 災害等、緊急の理由により会議等が必要な場合に係る経費</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費</p> <p>11 <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等</u>に係る経費</p> <p>12 令和<u>6</u>年<u>保険料改定</u>に伴う周知広報経費</p> <p>13 標準システムの改修等に係る経費</p> <p>14 令和6年能登半島地震に係る経費</p> <p>15 <u>東日本大震災に係る経費</u></p> <p>(新設)</p>	
IVその他	<p>1 算定省令第6条第8号（結核性疾患及び精神病）に係る経過措置</p> <p>2 保険医療機関の診療報酬の不正請求に伴う医療給付費の財政支援</p>	他の後期高齢者医療財政調整交付金（上記を除く）と併せて交付する。	IVその他	<p>1 算定省令第6条第8号（結核性疾患及び精神病）に係る経過措置</p> <p>2 保険医療機関の診療報酬の不正請求に伴う医療給付費の財政支援</p>	他の後期高齢者医療財政調整交付金（上記を除く）と併せて交付する。